

2月定例教育委員会会議録	
公開案件	
開催日時	令和4年2月15日(火) 午前10時から
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室
出席者	委員 北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局 沖本補佐、三上、外良
	理事者 【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、中川保健給食課長、新田教育支援・相談課長、池本一条高等学校事務長、 【市長部局】 鈴木子ども未来部長、玉置子ども政策課長、田村保育総務課長、東浦児童相談所設置推進課長
開催形態	公開(傍聴人 2人)
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和3年度3月補正予算要求額について 非公開</p> <p>(2) 令和4年度予算要求額について 非公開</p> <p>(3) 奈良市立一条高等学校教員の任用について 非公開</p> <p>(4) 令和3年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について</p> <p>(5) 市立幼稚園の再編実施方針について 非公開</p> <p>2 議案</p> <p>議案第55号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について</p> <p>議案第56号 奈良市社会教育委員の委嘱または任命について</p> <p>議案第57号 令和4年度奈良市立学校の教材使用の承認について</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>(1) 令和4年4月1日の「奈良市子どもセンター」の開設について</p> <p>4 協議事項</p>

	(1) 奈良市におけるICT教育について
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和3年度3月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>(2) 令和4年度予算要求額については、了承した。</p> <p>(3) 奈良市立一条高等学校教員の任用については、了承した。</p> <p>(4) 令和3年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞については、了承した。</p> <p>(5) 市立幼稚園の再編実施方針については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第55号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正については、保留した。</p> <p>議案第56号 奈良市社会教育委員の委嘱または任命については、可決した。</p> <p>議案第57号 令和4年度奈良市立学校の教材使用の承認については、可決した。</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>(1) 令和4年4月1日の「奈良市子どもセンター」の開設について</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 奈良市におけるICT教育について</p>
担当課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	<p>それでは、皆さん、おはようございます。</p> <p>これから2月定例教育委員会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、教育部長より発言があります。</p>
教 育 部 長	<p>本日の協議事項の説明者の補助者として、学校教育課から米田指導主事を出席させたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。以上です。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。</p>

ただいまから、2月定例教育委員会を開会します。

本日の議事録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。

次に、令和3年12月定例教育委員会の会議録の署名委員は、畑中委員です。畑中委員には既に2月8日の教育委員会事前説明会の場において確認をいただき、署名をいただいていることを報告申し上げます。

案件に入る前に、2名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名に傍聴券を交付いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。

それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、教育長報告5件、議案3件、その他報告事項1件、協議事項1件でございます。

本日の案件のうち、教育長報告(1)、教育長報告(2)は議会の議決を経るべき案件であるため、また、教育長報告(5)は公表前の情報に関する案件であるため、また、教育長報告(3)は人事に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

それでは、公開の案件から始めさせていただきます。

教育長報告(4)「令和3年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について」、学校教育課長、保育総務課長より説明願います。

学校教育課長。

学校教育課長

今年度の市立学校の卒業式での祝辞についてでございますが、小・中学校、そして夜間学級につきましては、奈良市・奈良市教育委員会からの祝辞とさせていただきたいと考えております。

また、高等学校の卒業式につきましては、市長部局と教育委員会それぞれが作成することから、奈良市教育委員会からの祝辞となっております。

本日は、委員の皆様には祝辞につきまして、はじめに学校教育課から、小・中・高等学校、春日中学校夜間学級についての内容についてご説明をさせていただきます。

まず、祝辞の作成にあたっての基本方針といたしまして、今年度の祝辞につきましては、全ての校種で同一の話題を中心にし、メッセージを伝えたいと考えております。

お手元にお渡ししております教育長報告の中に、小学校、中学校、そして高等学校、夜間学級の順で明記をしております。

話題につきましては、新型コロナウイルス感染症という大きな困難を経験することを通して力強くしなやかに学校生活を過ごしてきた卒業生が、今後の新たな世界をつくる一員として、これまでの経験を活かし、いかなる困難や課題に直面しても柔軟な対応能力と諦めない心を持って乗り越え、自らを成長させてくれることを願う内容としております。

また、新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活や行動にあらゆる制限を課してまいりましたが、学校もまたその渦中にあったということでありました。一方で、例えば、タブレット端末の導入など、学習環境において、新たな価値が生み出されたりしております。

このように、世の中の大きな変化を肌で感じながら学校生活を過ごしてきた卒業生には、その変化の波に乗り、これまでの当たり前を打ち破るような新しい道を創造する人間になってほしいという願いを込めております。

文面につきましては、小学校はより平易な言葉、表現で、校種が上がるにつれてより豊富な語彙を使っていくなど、それぞれの発達段階に合わせた視点、表現とし、作成しております。

また、夜間学級につきましては、今年度、9名の方が卒業を迎えることとなります。祝辞では、9名の方が人生の中で様々な人との関わりで感じたこと、取り組んできたことや、これから頑張っていきたいことなど、それぞれが文集に書き記した内容を取り上げて、困難な中においても学び続けることを大切にされることを願う内容で作成しております。

続きまして、幼稚園につきましては、保育総務課からご説明をさせていただきます。

保育総務課長

幼稚園につきましては、今年度開催されました東京オリンピック・パラリンピックを題材に祝辞を作成いたしました。コロナ禍の中、人と人とのつながりを感じるのが難しい状況ではありますが、オリンピックの開催を通して世界中の人々の気持ちが一つになり、支え合うことで大きな力になることを感じたのではないかと考えております。

オリンピックの開催の成功を通して、これから変化する社会を生き抜いていく子どもたちに、自分たちを支えてくれている周りの人々への感謝の気持ちを忘れずに、諦めない気持ちを持ちながら夢に向かって挑戦し続けてほしいという願いを込めた祝辞といたしました。

令和3年度奈良市立幼稚園修了証書授与式及び奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会の祝辞につきましては、以上でございます。

委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございます。

各委員には、事前にお渡しして精読していただき、ご意見もいただく中で修正も加えながら、本日改めてご提案させていただいております。ご意

見、修正箇所等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

この、コロナ禍の中で大変な状況に置かれている子ども達ですけれども、希望をもって困難と立ち向かいながら自分の道をしっかり切り開いていく、というメッセージ性を出すことを目指して議論をしてきたところです。

今までは、その年に活躍した人とか出来事をとらえ、学んだり、希望を伝えたりするという事でしたけれども、この、コロナ禍の中で困難に立ち向かっていく、そして自立を目指して課題を持って考えていくというような姿勢をメッセージに加えたところです。発達段階に応じた視点、表現を基に作成されています。

ご意見等ございませんでしょうか。

梅田委員、お願いします。

梅田委員

内容については、準備をよくしていただいております。

昨年度は、来賓については卒業式には参加をしないという流れでございましたので、祝辞としての文章を事務局より届けていただくことで対応していただいたかと思っておりますけれども、今年度、どのような形で、子どもたちや、それから保護者の方の目に届くような手立てについて、なんらかの予定をしてもらっているのか教えていただけますか。

教育長

はい。学校教育課長

学校教育課長

お答えさせていただきます。

今年度につきましても、コロナの影響がございますので、来賓につきましては無しということで、授与式が行われることになっております。

そこで、祝辞につきましては、当日までにA3版に拡大をいたしまして、それを学校の会場に掲示していただく形をお願いをしています。それから、祝辞はデータで学校にも送らせていただきますので、卒業生の皆さんのお手元にも、各学校で印刷してお届けいただくということもお願いして、対応してございます。

以上です。

梅田委員

ありがとうございます。

教育長

子どもたちの手に届く工夫をきちり学校でやっていただくようお願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、しっかりここでご議論、ご協議、また、見ていただいた思いを子どもたちにしっかり伝えるようにしていくというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

ご意見がないようですので、教育長報告（４）「令和３年度奈良市立幼

稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について」は、了承いたします。

次に、議案第55号「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」、教育総務課長より説明願います。
課長。

教育総務課長

資料の14ページをご覧ください。

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費補助金交付要綱第2条により、奈良市立小学校に通学する児童のうち通学距離が片道2キロ以上、奈良市立中学校に通学する生徒のうち通学距離が片道4キロ以上で、交通機関を定期的にご利用している者の保護者に対して助成金を交付しております。

今回、令和4年4月に一条高等学校附属中学校が開校することに伴い、要綱の一部を改定しようとするものでございます。

資料の2ページ、例規制定改廃調書をご覧ください。

項目の3、制定改廃の理由でございますが、奈良市立小・中学校への遠距離通学に関わり、スクールバスを運行するとともに、奈良市立遠距離通学児童・生徒通学費交付要綱に基づき、通学費の一部を助成しております。

令和4年度より、奈良市立一条高等学校附属中学校が開校するに当たり、経済的な理由で学ぶ機会が失われることのないよう、同校に通学する遠距離通学生徒の保護者のうち、就学援助費の認定を受けている場合、助成金支給の対象として追加するものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条(2)奈良市立中学校に通学する生徒のうち、通学距離が片道4キロメートル以上の者(以下「生徒」という。)の後に、「ただし、当該生徒が奈良市立一条高等学校附属中学校に通学する場合には、当該生徒の保護者が奈良市児童生徒就学援助費支給規則第2条第1項の規定による就学援助の認定を受けている者に限る。」を追加いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

市立小・中学校の遠距離通学の助成金交付要綱が、一条高等学校附属中学校ができることによって、一部修正を加えるということであります。

このことについて、ご質問、ご意見等、どうぞよろしく願います。

柳澤委員、お願いします。

柳 澤 委 員

事前説明のところでもちょっと話題になって、説明いただいているんですが、市民からすると、最低限、こういう言い方でいいのではと思うんですけども、例えば、中学校区があって、一条高校がたまたまある学校区というのと、そうではない校区というのは、おのずと違う、つまり、西部

地区のどこかに一条高校があった場合には、その校区の保護者だけがメリットを受けるように、その発想があると思うんですけども。

これ、最低限はこれでいいという意味は、もちろん積極的にどの校区に在籍する保護者家庭の子どもたちでも、要は、ただし書部分はなくともいいんではないかと。このあたり積極的にこういうただし書を設けて、遠距離に対する補助を切るといいますか、避けようとされるのはどういうことなのかなど。

別の言い方をすると、積極的に推進してもいいのではないかと、奨励してもいいのではないかとというなら、従前どおり一条高校のある校区は、これはカットして、それ以外の校区からの通学者については、無条件で就学援助ということにしてはどうですかという趣旨なんです。ちょっとお考えを聞かせてください。

教育総務課長

この要綱の制定している趣旨は、こちらで決めている校区の学校に通うのに自宅からの距離が遠い場合に、何とか経済的な援助をしているということがあります。

今回、一条高等学校附属中学校につきましては、自分の意志でそこに行きたいということで、本来の指定された学校ではない学校に行っているというふうになることで、今回は、全ての方ではなく経済的に困りの家庭だけということで、制度のほうはなっております。

現行の校区制の学校となっていますけれども、様々な事情で本来の学校区ではなく、区域外中学という形を取っているケースもありますが、その場合は、もうその通学については、保護者さんの責任の下で区域外の学校に通学していただいておりますので、その際はこういった助成金というのは一切しておりませんので、今回は、もう自分の意志で行かれるということで、全ての方というふうには、そういった考え方はしておりません。

柳澤委員

平行線なので、これは続きません。

例えば、隣接する中学校区で、本来なら中学校区に行けばこの適用を受けるけれども、たまたま隣の校区の一条高校があるところに行くと、それができなくなるという、ある種学校を、一条高校以外の校区に行ったらこの適用があるけれども、隣に行ったら、遠いのに適用外だということになりますよね。その辺は、もちろん保護者から見るとやや不公平感があるのではないかとこの趣旨なんですけれども。

これは、そちらでご解決いただいたらありがたいと思います。

以上です。

原案、ミニマムはこれでよくて、もう少し積極的に支援するならば、この、いわゆる所得制限については除外してもいいのではないかと。しかし、まだその段階ではなじんでいないということであれば、これでいいのではないかと私も思います。

教 育 長 川村委員、お願いします。

川 村 委 員 私も、事前打合せのときに、柳澤先生のお話聞いて、なるほどなと思っただけですけども、今回、新しい中高一貫高校を奈良市で初めてデビューさせるということで、肝煎りといいますか、基本、奈良市に越してきてくれたら受け入れますという体制で、受験をされていると思います。

そういった自由で平等で、教育の機会を保障しますというような部分をオープンにうたったことに反するような、少しちょっとマイナス、ネガティブな内容になっているのではないかなと思って、助成の趣旨というのが、とても中高一貫高校がデビューするのに当たってマイナスのイメージを、私はやはり保護者として持ってしまいます。

奈良市に越してきたら受験できるということで、引っ越しをされる方もいらっしゃると思うんですけども、その面では、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんのところから通われる、お家賃がもうちょっとお安い目のところに引っ越しをされたりとか、様々な家庭状況、金銭状況があると思うんです。そういったことも考えると、やはりなるべくウエルカムな状態な規制を緩やかにしたほうがいいのではないかなという、一保護者としては思いました。

教 育 長 この件に関して、課長の説明は、通学区域内に居住する中学生の場合、通学する距離が4キロを超えている場合は通学費補助金交付要綱を適用していますとの事です。しかし、一条附属中学校は、自分の意志で入学選択して来るから、この場合については、いわゆる校区外から通学をしている子供たちの様に、いろんな事情で来ている場合と同じような扱いにしてスタートするという説明です。事務局もその議論はしていたのですが、2名の委員からご意見をいただきました。

このことについて、畑中委員はどんな意見をお持ちでしょう。

畑 中 委 員 気持ち的には、やっぱり義務教育の下でということであれば、通学費の援助の範囲が広いほうがいいのかないかなという気はします。

ただ、課長から説明があったように、指定された校区外の中学校へ何らかの理由があつて通っておられる場合も援助が出ていないという、そこらも適用する意味では納得いくところかなというふうには思っています。

ちょっと1点、確認ですけども、この助成金交付要綱の改正、議案で出てくるタイミングとしてはこの時期でよかったんですか。一応もう入学者選抜終わっていて、入学者が決まっているという状態ですけども、そこはどうなんですか。もう少し早い時期に決めておくべきだったとか、そういったところはないんでしょうか。

教育総務課長 その点、ちょっとこちらの調整等の時間かかっておりましたので、今の時期になってしまったというのが。

畑 中 委 員

はい。

教 育 長

このことについて、受験生の保護者については、こういう制度があるということについては触れていないということですね。

教育総務課長

はい。

教 育 長

後出しというか、後での告知になってしまうということですね。
この議案は、今回議決いただかないと、要綱としては新年度の4月1日からの施行が難しいということですか。

教育総務課長

新年度、4月1日からと思っておりますので。

教 育 長

3月定例会で改めて提案し、議決いただくことはできませんか。

教育総務課長

ちょっとそれは、すみません、想定外ですけれども。

教 育 長

梅田委員。

梅 田 委 員

公立の学校であるという、市立の学校であるという、そこを考えたときに、校区外の学校として選択をしてそこを希望して受検をするということもありますけれども、願わくは、やはり募集要項等々の説明の際にそのあたりまでの説明が付してあるというのが、やはり一番丁寧なところであったらいいというふうには思います。

ここの補助金の在り方ということについては、両面が考えられるということで、どちらでないと駄目だろうというふうなことまでなかなかちょっと言いづらいところではあるけれどもと思います。

丁寧な進め方をしていくには、時期は少し遅かったのかなという、そこを一番思っています。

教 育 長

それでは、議案第55号については、様々なご意見をいただいておりますので、ここは一旦継続審議とさせていただき、もう一度事務局で検討し、各委員に説明をさせていただき、ご議決をいただく機会を設けたいと思いますが、どうでしょうか。

ご意見、よろしいでしょうか。

柳 澤 委 員

ご意見というか、私はこのままでいいとは、現時点の全体の流れの中で。ただ、結局、一条高校附属中学校をつくったことによって、全市を一つの校区にするという概念ができてしまったんです。そこのところを十分に教育委員会全体でシェアしていないんです。おっしゃったように、隣接区域にちょっとはみ出したケースに、これはこれなんだ、別なんだと。

そこを、現在定められている規程、規則にのっとっていくとこのとおりだということで、現状ではやむを得ないなという気がするんですが、若干前にも申し上げているんですが、こういう全市一校区制をつくると、校区の壁を破ってしまうことになるんです。そのことを、今、特段問題にする必要は恐らくないんですけども、今後、一条高校の発展するにしたがって、志願者が増えるとか、そういったときには改めて一条高校附属中学校の性格をしっかりと議論するというのは、再検討というか、改めてというので結構なんですけれども、現状の規則に活かしていくならこういう形というの、私は理解はできます。

以上です。

教 育 長

それでは、今回は継続審議とさせていただきます、貴重なご意見もいただきましたので、改めて各委員にご説明をしてご議決をお願いしたいと思いますのでご了承いただけますか。

そうしてよろしいでしょうか。

各 委 員

はい。

教 育 長

それでは、それでよろしくお願いたします。

次に、議案第56号「奈良市社会教育委員の委嘱または任命について」、地域教育課長より説明をお願いします。

地域教育課長

資料をご覧ください。1ページには、今回選出しようとする新たな社会教育委員の名簿（案）で、ご承認をいただきたくお諮りするものです。この10人の方につきましては、この委員の案のところの右側のところに、新規・再任の別を記述させていただいておりますが、基本的には再任をしていただきたいということで人選をしております、4番の奈良市学校長会の代表の方については、鼓阪北小学校の校長である奥村校長に任命させていただきたいと考えております。

2ページは、社会教育委員の委嘱につきまして記しています。

まず、委員の委嘱につきましては社会教育法第15条及び奈良市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づいております。

次に、委員の任期ですが2年となっております。

次に、委員の定数は16名以下となっておりますが、様々な分野の方々に参画していただくことや、深い議論をしていただきながら活動もしていただくことから、10名を選出しております。

委員を選出する基準としましては、社会教育の関係者や学校教育の関係者、学識経験のある者、家庭教育の向上に資する活動を行う者から選出することとなっております。今回の委員の構成は社会教育の関係者6名、学校教育の関係者1名、学識経験のある者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名の計10名となっております。

委嘱にあたっては教育委員の皆様にも参画していただいた奈良市社会教育推進計画を効果的かつ着実に推進していくことと、活動のしやすさを考慮して、委員の方も選定しています。

また、社会教育の関係者ですが、こちらのほうは地域教育や地域の連携、それから青少年育成の分野から選定させていただいています。

最後に、資料の3ページの案件については、先ほど申しあげました社会教育法の抜粋と、奈良市社会教育委員に関する条例のほうを参考につけさせていただきます。

説明のほうは以上でございます。審議の程よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございました。

社会教育委員の委嘱または任命についてでございます。

このことについて、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

川村委員。

川 村 委 員

課長、質問です。

この再任の方がたくさんいらっしゃるんですけども、皆さん2期目ということになるのでしょうか。

地域教育課長

2期目以降、何期目かというところは今説明できませんが、すみません、今お応えできる範囲で、2期目というか、新たな再任ということによろしいですか。

2期目という方もいらっしゃいますし、3期目という方もいらっしゃいます。

川 村 委 員

では、2期目または3期目という。というふうに思っている方もおられると。

地域教育課長

複数の再任を重ねておられる方もいらっしゃるということです。

川 村 委 員

長くて、そういう、ストップラインというのは、これは設けていらっしゃらないんですね。

地域教育課長

社会教育委員に関しましては、例えば何期を制限とする明確な基準や規定というものは、設けておりません。

ただ、いろんな立場の方にお入りいただくということが、こういった人選をするときの基本かと思いますので、そういう意味では、一人の方がずっと長くやるということは、その趣旨に、当然ながらそこは相反するだろうと思いますので、そこら辺はバランス取りつつ、今回も考えさせていただいておりますし、今後もそういった点について考慮をしていくというふうには、お願いしております。

川 村 委 員 その言葉聞いて、安心しました。ありがとうございます。

委 員 長 他にございませんでしょうか。
梅田委員。

梅 田 委 員 委員の委嘱または任命については、このような形で進めていただいと
いうことについて特段な意見はございません。進めていただければという
ふうに思います。

 こういうコロナ禍ではありますので、集まることはなかなか難しかった
りというところではありますけれども、振興基本計画の中でも、生涯にわ
たって学び続けるという、そういうことも柱に入れながらの中でうたっ
ていることであり、必要に応じて、また教育委員のほうへも意見をいただく
機会ということも必要な場合が出てくるんだろうというふうに思ってお
ります。その時期を見ながらということにはなるかもしれませんが、そう
いうやり取りをしながらの中で、より奈良市の教育ということを、しっか
りとした見通しを持った進め方ができるような場も設けていただければ
なというふうには思っております。

教 育 長 ありがとうございます。
 よろしいでしょうか。
 それでは、ご意見がないようですので、議案第56号「奈良市社会教育
委員の委嘱または任命について」、採決いたします。
 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。
 よって、議案第56号は原案どおり可決することと決定いたしました。
 それでは、次に、議案第57号「令和4年度奈良市立学校の教材使用の
承認について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長 失礼いたします。
 一条高等学校から教材使用の申請が出されております。
 申請されておりますのは、外国語科の専門教科、英語のうち、エッセイ
ライティング、異文化理解、時事英語、英語理解、そして、第二外国語に
おいて使用する教材でございます。
 これらの5つの科目につきましては、教科書目録に登載される検定教科
書がございません。つきましては、奈良市立学校の管理運営に関する規則
第41条の規定に基づきまして、検定教科書に代わる教材の使用が求めら
れるものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

こちらに申請されております8点の教材につきまして示させていただいておりますので、よろしくご説明をさせていただきます。

先ほど申しあげました奈良市立学校の管理運営に関する規則第41条につきましては、3ページにお示しをしております。

それでは、まず、エッセイライティングについてでございます。

こちらにつきましては、令和4年度より年次進行を経て実施となります新高等学校学習指導要領において新たに創設をされました科目で、一条高等学校におきましては、外国語科の1年生で開設する科目となります。

この科目は、資料を的確に把握し、多様な語句や文を用いて情報や考え、気持ち、意見や主張などを、論文の構成や見解に即して複数から成る文章で詳しく伝えることができるようにすることを目標としております。

申請のあった教材につきましては、国際的な視点から様々なトピックが取り上げられておりまして、表現活動へと発展させやすい題材が個々に取り扱われております。また、日常的な場面を想定したライティング課題や、ペアやグループによる多様な活動を通して実践的に英語を学ぶところではございます。音声教材も豊富であるため、生徒の英語力をバランスよく向上させることができます。

高等学校において、英語による発信能力及び論理的な思考力や表現力の育成のための基礎を学ぶことができる内容、構成となっております。

こちらは新規になるものでございます。

次に、異文化理解でございます。

この科目は、英語を通じて外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図るための態度や能力の育成を目標とするもので、外国語科の3年生が使用いたします。

申請のあった教材は、文化や歴史、芸術や科学技術まで多様な分野の話題について思考を深め、生徒同士で意見交換を図ることができるよう工夫されております。また、附属しているオンライン教材も活用し、様々な場面に適した英語の用法を総合的に学びながら、時代に即した外国の事情や異文化について理解することができます。

令和2年度、3年度に使用した教材は、今回の申請の対象学年となる令和4年度の3年生が1年生のときに同じく異文化理解の授業で使用してまいりました。次年度は、新たに本教材を使用することで、3年生としてより発展的な学習を進めることができると考えております。

続きまして、時事英語についてでございます。

この科目は、新聞やテレビ、情報通信ネットワークなどにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報を選び活用する基礎的な能力を養うことを目標とするもので、外国語科の3年生が使用いたします。

申請のありました教材は、これまでの教材より社会的な問題や課題が多く取り上げられておりまして、社会、文化、政治、経済から環境、スポー

ツまで幅広い分野に関する世界の様々な記事が使用されております。高校生が身近に感じるものが多く、親しみながら現代社会における最新の話題について学び、知識を深めることができます。また、音声教材等も充実しております。生きた英語に触れながらリスニング力や読解力を高め、より実践的な英語力を身につけることができると考えております。

この教材につきましては、大学や外国語の専門学校等で扱われております。

続きまして、英語理解でございます。

この科目では、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解し、自らの考えを深める能力を伸ばすことを目標としており、外国語科の3年生が使用いたします。

申請のあった教材は、英語を使ったコミュニケーションにおける自己表現方法が説明されており、英語の多様性に関する知識と理解を深めながら、自己発信能力の涵養を図ることができる内容となっております。

この教材につきましては、英検2級相当から準1級相当の取得を目指す学習者を対象とした取組となっております。

これまで使用しておりました教材よりも、英語を母語としないノンネイティブと言われる方々の英語でも理解を深めるための内容となっております。

最後に、外国語科では、英語圏以外の言語や文化に触れることを通して、グローバルな視点を持つこと、また、狭義の世界を捉える感覚を養うことを目標とし、第二外国語科目として英語以外の外国語を学習しております。現在、一条高等学校では、2年生において4言語の講座が開講されることになっており、専門の教材を使用いたします。

初めに、ドイツ語の教材は、ドイツ語に慣れ親しみながら段階的に学習を進めていくことができるように構成されております。全体の分量も適しており、各課の学習項目が抜き書きで要点が分かりやすくまとめられております。ドイツでの日常を実感できるような会話文は、生徒の興味、関心を高め、ドイツ語やドイツ文化等への理解を深めることにも役立つと考えております。

これまで使用しておりました教材より、取り扱う内容やシチュエーションがより現在社会に即したものとなっております。

次に、フランス語の教材は、これまで使用しておりました教材よりも文法説明がさらに簡潔で分かりやすく、論理的な段階を追って構成されており、フランス語と英語の違いも理解しながら学習を進めることができる内容となっております。教科書のほうも、教材のほうに載っておりますURLからダウンロードが可能な音声データを活用することで、より実践的な会話練習ができる構成となっておりますのが特徴でございます。

初歩のフランス語を学びながらフランスの雰囲気や文化に触れることができ、より興味、関心を高めるのに効果的でございます。

次に、中国語の教材は、具体的な場面設定の下で語彙や文法が学習できるように構成されており、より実践的に中国語を学ぶことができます。中国の最新事情を取り上げた写真やコラムが随所に添えられており、学習を通し中国文化に対する理解を深めることができます。

これまで使用してきた教材を来年から申請します。

最後に、スペイン語の教材は、日常生活に使われる使用頻度の高い語彙や表現が用いられているため、基本的な会話を効率よく学習することができる構成となっております。また、ライティング問題では、身の回りのことや出来事について表現したり、場面描写をしたりすることを通して自己表現力を高める工夫がされております。

このことから、これまで使用した教材を来年度も申請しております。

来年から登録、使用する教材につきましては、いずれも大学等で使われているものでございます。

以上8点ございまして、エッセイライティングが新規、そして、第二外国語の中国語とスペイン語が継続、それ以外については、今回は変更して申請をしていくものもでございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

教 育 長

今回、一条高等学校では、外国語の専門教科及び第二外国語の教材を使用するにあたり、検定教科書が無い教科科目の教科書に代わる教科書を使用するため、奈良市立学校の管理運営に関する規則第41号の規定に基づき、教育委員会の承認を受けようとするものです。

使用する教科書の選定にあたっては、様々な議論や検討をしていただいたうえで、教科、教材等について詳細な説明していただき、適正に選ばれていると認識しています。

この件について、ご質問等ございませんでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

ちょっとずれてしまうんですけども、今、1年生、3年生のカテゴリー、2年生がフランス語等の第二外国語になるんですけども、2年生に関しては、教科書に準拠した、あるいは教科書を使用するという事で事足りているという理解をしたらいんですか。なぜ2年生に英語科のこういった教材使用の申請がなかったのか、ちょっとご存じでしたら教えてください。

学校教育課長

カリキュラムの中で、令和4年度の2年生ということになりますと、現高校1年生になろうかと思えます。こちらのほうは、今年度は、教材がない国際理解を単年という形で実施をされておまして、来年度につきましては、第二外国語というところを履修していくというところの流れになっておるところでございます。

柳澤委員	いや、高2レベルの外国語の英語と言い方をされていますけれども、されているのは問題ないんですけれども、2年生でも、いわゆる検定教科書以外の、むしろ使われてもいいのかなと思っただけです。
教育長	そのことにつきまして、もう一度、学校長に確認をして、この質問にお答えしますか、今できますか。
学校教育課長	持ち帰ります。
教育長	そうですね。 それでは、柳澤委員と各委員にも、今のご質問については課のほうからお返してください。 ほかに、ご質問等ございませんでしょうか。 どうぞ。
学校教育課長	本日のお答えさせてもらった部分の、確認のお答えになるかどうかというところなんです、今の1年生が国際探究で教材使用しないというところで、昨年度お話をさせてもらった、先ほど申し上げたんですが、今年度、その国際探究の実施となっているもので、今回は、今年度とされている中では、言語学習だけにとらわれなくて、様々な言語圏の文化に触れながら、その中で様々な言語に触れる学習にしていきたいというところから教材のほうは選びましたということでございます。
教育長	それも含めて、お願いします。
学校教育課長	はい。
教育長	それでは、よろしいですか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第57号「令和4年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、議案第57号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 それでは、次に、その他報告事項(1)「令和4年4月1日の「奈良市子どもセンター」の開設について」、児童相談所設置推進課長より説明願います。

令和4年4月1日に開設をさせていただきます奈良市子どもセンターにつきましてご説明とご報告、まずご報告からさせていただきます。資料に沿ってお話を進めてまいります。

最初に、子どもセンターの5つの機能についてご説明させていただいた後、その機能の一つでございます児童相談所に併設をいたします一時保護所につきまして、奈良市が目指しております一時保護所の説明をさせていただきます。

次に、この一時保護所に入所をいたします子どもたちの年齢の内訳を見ますと、この奈良県の資料でございますけれども、おおむね7割の子どもたちが小学生であるとか中学生であるという、そういう義務教育の子供たちが多くですので、その子どもたちに対する教育権の保障ということでご説明をさせていただきます。

最後に、一時保護所からの原籍校、もともと通っておられる学校への通学ということについて説明をさせていただきます。

あと、資料といたしましては、それ以外に、その一時保護所で行います学習指導の時間割と、それと、最後のほうに子どもセンターのオープンに向けましたチラシをつけておりますので、この資料を基に説明をさせていただきます。

まず、奈良市子どもセンターですが、施設の建設は奈良市柏木町の柏木公園内を予定しております、その場所は奈良県立奈良朱雀高等学校・奈良県立奈良商工高等学校の南側となっております。

センターに求めます5つの機能について申し上げますと、まず、児童相談所の業務を行わせていただくということになります。

現在、奈良県には、北部を管轄いたします奈良県中央こども家庭相談センター、そして、南部を管轄いたします高田こども家庭相談センターという2つの児童相談所がございますが、このうち奈良市に住んでおられる18歳未満の子どもさんを対象といたしまして、奈良市の児童相談所が管轄することになります。県内に3つの児童相談所ということになり、おおむね管轄人口の割合で申しますと、ちょうどその3分の1ずつに分割して担当させていただくということになります。

また、児童相談所には、一時保護所を併設させていただきます。

2つ目の機能は、子ども家庭総合支援拠点というものを持たせていただきます。

これは、現在、市役所本庁にある子育て相談課で行っている業務でございます。市民の方にとって身近な相談窓口、家庭児童相談ということで開設をさせていただいておりますし、また、乳幼児の支援ということで、こんにちは赤ちゃん訪問や助産制度、またショートステイなど、様々な子育てニーズに対応させていただいているということになります。

この子育て相談課が、本庁のほうからこの子どもセンターへ移るということになります。

3つ目の機能といたしましては、子ども発達支援でございます。

これは、現在、紀寺のほうに子ども発達センターがございますけれども、この機能が子どもセンターのほうに移転をするということになります。子ども発達支援では、おおむね就学前の子どもたちの発達に関する相談も受けさせていただいておりますけれども、これを移転させていただくと同時に、子どもとその保護者が遊びを通して成長に適した関わりを体験できる、いわゆる親子教室というものもさせていただこうというふうに考えてございます。

4つ目の機能といたしまして、地域子育て支援センターでございます。

現在、奈良市内には6か所の地域子育て支援センターがございますけれども、7か所目ということで、ここにも併設をさせていただきます。

地域子育て支援センターの機能ということになりますと、おおむねゼロ歳から3歳、いわゆる乳幼児さんのお子さんを持たれる保護者の方の遊びや交流の場ということで、ここで子育てに関する相談窓口でありますとか育児情報を提供させていただくこととなります。

5つ目としましては、キッズスペースということになります。

先ほどチラシのほうをつけさせていただくというふうに説明をさせていただきましたけれども、このカラーのチラシを見ていただきますと、ちょうど右下のほうに、少し小さいですけれども、完成予定図をつけさせていただいております。室内型の全天候型の遊び場を提供させていただくと、それと、完成予定図の真ん中のほうに円い形で、公園を設置させていただくこととなります。ここらには、ポーネルンドさんという会社に整備等の公示をお願いしております、大型の遊具を設置させていただくというふうになります。

以上のように、5つの機能を併せ持つというのが奈良市子どもセンターの概要でございます。

引き続きまして、児童相談所の中に一時保護所を併設させていただくということになります。

一時保護所の機能は、子どもの安全・安心を保つということで、児童相談所に開設するにあたっては、なくてはならない機能でございます。ただ、一時保護所といいますのは、よく認知どおり、ちょっと閉鎖的であるとか、ちょっと規則が厳しいというようなお話もよく聞かれるわけなんですけれども、私たちが目指す一時保護所ということになりますと、当然、子どもたちの安心・安全を守るということは当然そういうふうでございますけれども、特に家庭では少しオフリミットの生活をされたお子さんも多いというふうに聞いておりますので、適切な食事とそういう生活習慣というものをそこで一緒に学んでいただくというふうに考えてございますし、そのあたりの健康管理ということも適切に行いたいというふうに考えてございます。

また、その一時保護といいますのは、どうしてもお子さんというか、子供さんの意に反して行うというので、こういうふうな権限でございますので、そのあたり、子どもさんのそういう心境でありますとか、今後の見通

しでありますとか、一時保護所を出た後のその方の進む方向について、しっかりと子どもさんの意見を聞いていきたいということで考えてございます。

これは、直接職員が常に子どもさんに意見を聞く、気持ちを聞くということにも心がけようとは思っているんですけども、どうしても、それは指導的な立場という考え方も持たせてしまいますので、子どものそういう意見を代わりに代弁をするというアドボケートという考え方が、今、多いわけですけども、そうやって職員以外の第三者的な役割を持つ者が子どもの意見をしっかりと聞いて、それを様々な支援に、いかせるように取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

また、3つ目といたしましては、とにかく子どもの成長を促し未来につながる支援、要するに、この一時保護所を退所した後での生き方についてといいたいでしょうか、そういう心身ともに健康な状態を保てるような、そういう習慣づけみたいなものを行っていきたいというふうに考えてございます。

一時保護所につきましては、定員といたしましては12名でございます。男の子が4名、女の子が4名、そして幼児が4名ということで、全て個別対応をさせていただこうというふうに思っています。

それと、一時保護する期間ということになりますと、おおむね2か月ということになりますので、その2か月の間にいろんな調査をさせていただいて、個別の処遇について検討させていただくということになります。

次に、学習権の保障ということでございますけれども、先ほども申しましたように、入所する定員の7割の子どもたちが小学生であったり中学生であったりということで、義務教育を受けておられるということになりますので、しばらく一時保護所で過ごすこの2か月においても、子どもたちが学びたいという気持ちがございましたら、それに十分に答えるようなことを考えていきたいというふうに思っております。

まず、それを指導させていただく学習指導員の配置ということで、現在2名の職員を配置する予定でございます。また、学習ということに対して継続ということが大事になりますので、入所したとき、もしくはこの一時保護所から退所をするとき、そういう原籍校と今の学習の進み具合であったり、どういうことを一時保護所内でさせていただいたりということを、丁寧に引継ぎをさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、現在は、その一時保護をさせていただいた期間中は、例えば中間テストであったり期末テストであったりという、そういうテスト中ということもあり得ますので、そういう場合も、適切に一時保護所の中でそういう環境を整えるというふうに思っておりますし、また、今はタブレットを使った学習ということもされておりますので、一時保護所の中に別にタブレットを用意させていただいて、タブレットの適切な扱い方ということもさせていただきながら進めさせていただくというふうに思っております。

また、一時保護所で行われるそういう学習内容が原籍校で出席扱いとし

て認めていただけるような、そういうカリキュラムをしっかりとつくって
いきたいというふうに考えてございます。

それと、様々な子どもたちが入所してくるということが予想されるわけ
ですけれども、中には、なかなかそういう学習習慣というものが十分に
ないお子さんも多分にいらっしゃるということでございますので、原籍校と
のそういう学習の進み方も念頭に置きましても、まず、学習をしようとい
うそういうような習慣、そういうものを丁寧にさせていただきたいなとい
うふうに考えてございます。

それと、最後に一時保護所からの通学ということでございます。

これは、国の指針がこちらに、資料のほうには載せていただいております
ですけれども、子どもたちが入所してくる理由と申しますか、そういうもの
は様々でございます。ただ、県の児童相談所を見ても、奈良県内あ
らゆるところから一時保護所に入ってくるわけなんですけれども、奈良市
にできますのは奈良市内の子どもだけということになりますので、私たち
はこの場所から原籍校への通学ということも念頭に置いているわけでござ
います。

特に、誰でもいいというわけではありまして、一人一人やはり入所し
てくる理由というものも異なりますし、また、保護者さんの考え方もござ
います。また、学校の受入れの体制ということもござりますので、一つ一
つ具体的に、本当個別具体的に検討させていただいて、一時保護の目的が
達成をされ、子どもの安全・安心にたずさえたことをまず第一に考えまし
て、その上で、通学、子どもさんが行きたいんだという、そういうお気持ち
がございましたら、それは可能にしてきたいというふうに考えてございま
す。

あと、それと、右側のほうに参考資料ということで、子どもたちの学習
プログラムもつけさせていただいておりますけれども、集団で行う授業
と、それと個別で行う授業、そういうものを織り交ぜながら、少しでも一
時保護所の中で子どもたちが自立したいという、そういう気持ちを考えら
れるようにしていただきたいなというふうに考えてございます。

説明としては以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

事前にも説明をしておりますが、ここでご意見、ご質問等ございましたら
お願いします。

梅田委員。

梅 田 委 員

ありがとうございました。

児童相談所に一時預かり機能というのは、これが奈良市に位置づけられ
ることによって、先ほどからのご説明にもありましたけれども、学校との
連携が本当にこれまで以上にしやすい状況ができると思います。これま
で子家相として中央のほうでご対応いただいていたときも、もちろんすご

く対応はあったわけですがけれども、でも、先ほどもありましたように、様々な地域からの対応が必要だということで、そこがなかなか必要な状況が持てたかという、多分課題も多かったのではないかというふうにも思っております。

子どもの事前の様々な相談に対する対応であったり、事後の進捗の管理であったり、要対協とも関連をしながらもなると思いますが、子どもの学習事情であったり保護者との関わりが、学校と連携することでよい方向に向くということは、これは非常にある話だと思いますので、そこに向かっていけるような仕組みを、ぜひ稼働後にもそれがいい形として構築していただけますように期待をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

教 育 長

ありがとうございます。
ほか、どうでしょうか。
川村委員。

川 村 委 員

お疲れさまでございます。
本当に待っていたという施設ができるんだなと、個人的には思っております。様々なこと、それから、一つ一つ実際に子どもを受け入れて寄り添いながら、一つ一つ整えていくということが、これから長い時間をかけてしていただけることを本当にありがたく思っています。
また、今、説明いただいた中で、事前会議のときにもちょっと申し上げたんですけれども、やはり2か月という期間は、あつという間だと思います。ですので、その中で皆さんのお力を借りながら、例えば、先ほどのお話では教職員関係の方がお二人、入って学習サポートということでしたけれども、保護者等々が絡んで、様々な事案が出てくるのは想像に難くはないんですけれども、そういった場合の法的な専門家であったり相談場所というのは、もちろん確保されているとは思っております。なので、本当に様々なパターンが、想像できないパターンが出てくるとは思っておりますので、またその都度この会議で報告いただければ、共有させていただきたいと思っておりますし、その2か月という枠はありますけれども、そこで切ることなく、長期的な目でサポートしていただけたらなと思っております。よろしくお願いたします。

児童相談所設置推進課長

子どもセンターだけが頑張っていて、全てがうまくいくわけではございません。子どもセンターは、確かに中核となる施設、機能を持つということでございますけれども、やはり地域の皆さんの力、また子どもセンターと地域が共有することの力を、本当に協力をしていただいて、子どもたちの最善の場所として住みよい状態にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

教 育 長

よろしいでしょうか。

教育委員会といたしましても、学習権の保障の観点から、指導要録上の取扱いについては、学校長としっかりすり合わせていただいて、子どもの最善の利益につながるように、しっかり連携していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ご意見がないようですので、その他報告事項(1)「令和4年4月1日の「奈良市子どもセンター」の開設について」は、承りいただきます。ありがとうございました。

それでは、今月の公開の協議テーマは「奈良市におけるICT教育について」ということでございます。

時間的に少し短くなりますが、学校教育課長より説明をしてもらいます。またこの協議は今日で打ち切りということではありませんので、本日はご意見いただき、継続していきます。

どうぞ。

学校教育課長

失礼します。

それでは、ご協議いただくのに先立ちまして、まず初めに、子どもたちが活用しておりますデジタル教材のうち、AI型教材のキュビナについて、ご覧をいただきたいと思います。

まずは子どもたちが見ている場面になります。こちらから、現在は小学校5年生から中学校3年生までを対象として、5教科の教材を提供するドリルとなっています。

それでは、小学校6年生の算数を例として子どもたちが学んでいくのを、どんなふうになっているか見ていただきます。まずこの問題を選びまして、文章問題を解いていきます。子どもたちが、市販のものになりますが、デジタルのペンを使ったり、手書きで画面に直接書き込んだりすることによって、この答えが、数字が解答として、枠の中に自動で入っていきます。この答えは、正解しましたので、次の問題にいきます。

先ほどの問題を踏まえた問題が出てきますので、答えが合いましたら、丸がすぐ出てきます。2問正解しましたので、その次の問題に移っていきます。

答えを書きましたところ、今回は間違っておりますので、バツが出て少し戻りまして、もう少し簡単な文章の問題に、一度戻ります。これは、AIが判断して問題を出題しています。こちらは答えが正解でしたので、今度はまたそれに基づいた次なる問題が出てきます。

このような形で、子どもたちは順番に問題を解いていくということで、これは質問が続いていきます。

続いて、先生方が見ている画面をご覧いただきたいと思います。

解いていましたクラスの一覧ですけれども、今解いていたのが、この3番の子ですね。先ほど1つ間違えましたので、バツが1つ、1か所ついて

います。そこからさらに詳しく詳細を見ますと、一個一個の問題がどのくらいのペースで解いたかとか、それから、どのあたりで考えて止まっているかというのが、先生たちでそれぞれ分かるということで、個別のつまづきがデジタルに入力すると、リアルタイムで見ることができるようになっております。簡単でございますが、A Iドリルのキュービナの算数をするようになります。

同じように教科がほかにもあります。

それでは、資料のほうに戻らせていただきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目につきましては、本市のこれまでのICTに関わる取組をまとめさせていただきました。

平成21年度に、市立小・中学校の全普通教室に大型テレビを整備しておりまして、ICTに関わる基盤の整備を進めてまいりました。特に1人1台端末の活用につきましては、平成27年度にタブレット端末を整備し、モデル校にて効果検証をしてまいりました。

また、文部科学省、総務省の事業に採択をされて、学習データの利活用についても模索をしているところでございます。

令和2年度9月にGIGAスクール構想による1人1台の端末環境を全国に先駆けて完了したところでありますが、この環境の拡充には、これまでの奈良市におけるICT環境の整備や、小中学校の先生方の活用があったことから比較的スムーズに活用が始まったように感じております。

昨今、デジタルトランスフォーメーションという言葉が盛んに聞かれるようになりまして、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備が完了したことを受けて、学校を取り巻く環境の中にもデジタル化の波が押し寄せているところでございます。事務局といたしましては、適切にデジタル化を進めて、子どもたち、そして先生方、保護者の皆様が、全員がその恩恵を享受できるような仕組みをつくっていきたいと考えております。

資料の2ページにまいります。

こちらは、奈良市の教育デジタルトランスフォーメーション化に顕著の現在のICT環境の活用状況を示した図でございます。

GIGAスクール構想で整備した環境に加えて、学校、保護者等との間で連絡手段でありますさくら連絡網の導入や、事務局と学校長の間で緊急連絡ツールとして使っておりますラインワークス、そして、学校における公簿の作成を電子化した統合型校務支援システムの運用など、教員の校務におけるデジタル化と、各家庭との連絡手段のデジタル化、データベース化を実現した仕組みを導入しております。

その前に、今、進んでいるところでございますが、現状の課題といたしましては、各学校で集約した教育データの利活用がまだ不十分であるということ、そして、教育委員会、学校、家庭が連携した取組の部分がネックになりまして、学校間や教師間のスキルや習熟度にまだ違いがあるということが上げられます。また、ICTを新しい文房具に、特に端末ですけれ

ども、この物から、これまでの学びを進化させるために必要不可欠なツールとして発展させるにはまだ途中の段階であるということでございます。

資料の3ページ目につきましては、申し上げたような取組に向けて、児童・生徒一人一人のニーズに合った個別最適な学びと、学校内だけでなく地域や家庭と連携した協働的な学びを支援する教育活動を実現するための指導體制について、本日はご協議をお願いしたいと思っております。

まず、1点目は、推進体制について、そして2点目につきましては、保護者（家庭）への提供について、そして3点目については、今後の取組についてということでございます。

続いて、4ページからは、現在本市で導入しておりますシステムについて、一枚ずつまとめたものでございます。

まず、4ページ目は、先ほども見ていただきましたキュビナの説明となっております。こちら、児童・生徒がするためのデジタルドリルのものがございます。今見ていただいたようなものを先生も見ることができるということでございます。

続いて、資料の5ページでございます。

こちらについては、先ほど申し上げた事務局と学校長との連絡をすることができるラインワークスというものでございます。スマートフォンに入っておりますLINEのビジネススタイル版ということで、緊急なときに、既読機能を有しておりますので、案内する際に見られたかどうかということが分かりやすくなっております。

そして、続きまして、6ページ、資料の6でございます。

こちらにつきましては、さくら連絡網でございます。学校と保護者間の連絡ツールとして使っております。特に、新型コロナウイルスの感染症対策においては、学級閉鎖の連絡を一斉に送ったり、毎朝の検温の記録や、欠席の連絡について、保護者から連絡をするために使っております。

続いて、7ページ、資料の7でございます。

こちらは、奈良県域統合型校務支援システムということで、校務系、保健系、学籍系の情報を統合したシステムということで、特に学校で使っております総合判定の情報をシステム化して、分かりやすくまとめたものでございます。

県域で使っているということでもありますので、市内の人だけでなく、市外から転勤してこられた教員であっても、同じ仕組みで仕事を継続することができるということと、転勤時のそういった負担軽減につながるということふうに考えているものでございます。

また、アンケート機能なども付しております。

そして、資料の8でございます。教育データの活用についてもまとめたものでございます。

現在のこのICTの環境を利用することで様々なデータを蓄積することができます。それを、どのように使っていくかということについては、

先生方にとって現状を把握しやすいレポートを可視化するなど、というふうな工夫がございます。現在、このプロトタイプということで、佐保小学校と六条小学校と富雄第三小・中学校においては、学級の児童・生徒の様子を把握する、それから、個別に状況を可視化したものというものを作成するような取組を進めているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

本日の協議テーマであります奈良市のICT教育について、まず各委員に現状を理解していただくために、今学校で活用しているIT教材を含めた説明となり、ボリュームのある内容となってしまいました。

協議のテーマは3つ上げておりますが、このことについて、今日だけでは議論を十分できる時間が足りません。

奈良市におけるICT教育については、「教育データの活用を図るための奈良市教育委員会が核となった体制の構築」について、また「データ活用に応じた留意点」について、「児童・生徒一人一人のニーズに合った個別最適な学びと、校内だけでなく、地域や家庭と連携した協働的な学びを支援するための取り組み方法」という、3つの観点よりご協議いただきたく取り上げております。今日の説明と、事前に説明させていただいた内容を含めて、ご意見いただきたいと思います。また、まとめて次の機会にも協議を継続したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、柳澤委員から順番に、幅広の資料で申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

柳 澤 委 員

推進体制、3ページ目のレジュメなんですけれども、先日、文科省の主催する市町村教育委員会の教育委員の研修会があって、一つがこのテーマで、教育の情報化と。資料も、私、事前に頂いていたんですけれども、推進体制のところ、なかなか難しいと思うんですけれども、一例として、東京都北区教育委員会が令和4年度に教育の情報化に特化した組織の設置、これは新たに課を設ける、その課の名称が学び未来課という、これでもう一元的に教育の情報化はやっていきますと。

奈良市の場合、恐らくは学校教育課がメインで、情報関係のことだけやって各課横断的にやっておられるんですが、やっぱり教育委員会の組織の、言い方では各課横断的にチームをつくってやるというイメージかなと思うんですけれども、そういった取組が必要なんだろうと。

もう少し別の言い方をすると、大学などの機関ではインスティテューショナルリサーチというのをやっているんです。これは、大学に限らず本来学校でそういうインスティテューショナルリサーチで、これは一条附属高校もこの間の中学校設置に関わってそういう体制を取って、参考授業も含めて丁寧にフォローされたんですけれども、やっぱり基礎的な、その後に教育データの利活用が出てきますけれども、データをどう扱うか、どういうふうに保護者との連携を取るか、これ、ちょっとトップダウンでやると

ということではなしに、課長より、課長、課長補佐級の人たちがちょっと連携を取って進めるような体制を取られたらどうかなというのが、この推進体制についてです。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。
川村委員、お願いします。

川 村 委 員

私も、2月10日に行われた市町村教育委員会オンライン協議会、参加させていただきまして、様々なICTの取組の実例を、わっと滝のように聞かされまして、その中で、私、保護者としてはICT支援員という言葉聞いたことがなくて、先ほど柳澤先生にもお伺いしていたんですけども、教職員の先生方に向けてサポートをされるICT支援員はいらっしゃるといことだったんですけども、実際、子どもの授業の様子を聞かせてもらうことも度々あるんですが、今、コロナ禍で、自宅でオンラインで授業を聞く子、教室にいて先生の授業を行う子、そういう3方向、2方向になったときに、自宅からオンラインで画面、タブレットを使って授業を行うのは、どうしても定点カメラで黒板だけ見せられたり、先生がご説明している、子どもたちが発表している場を音で聞くしかないという、タブレットがあるから全て賄えるというわけではなくて、この状況で学びが不平等にならないようなサポートというのは、先生、担任、教科担任だけでは無理だなというのを、常々実感しております。

なので、ICT支援員という言葉をお伺ったときに、教室にそういう方が先生とペアでいてくださったら、もっとクリアな授業ができて学びを深められるんだろうなと、単純に思いましたので、そういった形のものがこれから生まれてきたら、保護者からの目から見ても分かるようなシステムがあればいいなと思いました。

教 育 長

はい。畑中委員。

畑 中 委 員

ICT教育を推進していく上で、子どもと保護者、それから学校の先生、この3者がお互いに情報を共有していくというのは、やっぱりすごく大切なところだと思います。現在、子どもたちにタブレット端末が届いて、GIGAスクール構想が実現したということなんですけれども、デジタル化が、今、どんどん進行中ということなんですけれども、課長もおっしゃったように、デジタル化のその次ですよ、どのように活用していくかというのが、やっぱりこれからすごく大事なところなんだと思います。

DX化ということだと思いますけれども、保護者にとってもこれまでの学校教育とのイメージというのが随分変わってきていると思います。また、活用に対する保護者の方の意見というのは様々あると思います。これまでは、ICTの活用ということに関して、子どもと学校、先生に視点が

向けられていたところが多いと思いますが、今後、その中で保護者がどのようにICT教育に関わったらいいかということに、あまり視点が向いていなかったのかなという気もしています。どちらかという、端末の使用に関して、使用時間であったり、サイトの閲覧であったり、監視的な役割を保護者が果たすという部分も多かったと思います。今後は、やはり保護者が、もちろん家庭でのルールづくりというのはそれは大事なんですけども、そのデジタル化に対応するというだけでなくにとどまらずに、一緒になってICTを子どもと一緒に活用していくといった、そういった姿勢というのがすごく求められていくのではないかなというふうに思います。

そのこと自体が協働的な学びということにもつながりますし、子どもの探究心、創造性というところに、やっぱり結びついていくところが多いと思います。

ちょっと時間がないので、あまりたくさん、私、できないんですけども、支援員の大切さということについて、とても重要なところだと思います。また今後、議論できたらと思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

梅田委員。

梅 田 委 員

このICTを活用した奈良市における取組においては、働き方改革という側面からの、統合型の校務支援システム等々をはじめとしての取組、これは全国での様々な情報と比較してみても、非常に先進的、先駆的なシステムづくりを短期間に構築をして、それを進めているという状況にあると思います。

これはしっかりと進めながら、このことによる効果というものも、それこそ数値を基にした様々なデータであったり、効果としては、教員のほうの様々な多忙感に対する効果であったりも、見えていくということが必要かなと思います。

一方、奈良市の学びを考えていくというふうに考えたときには、ICTを活用するということが先にあるのではなくて、学びを考えていく中にそのことともやはりあるのだと思います。

奈良市の教育では、どう考えているのかということ、全体像をしっかりと見える形に示すことが必要ではないかというふうに思っていて、いわゆる教育大綱から昨年度の教育振興基本計画への流れというものを受けて、教えから学びへというふうに大きく教育を変えていくことが必要だという議論があったと思います。今の学校が未来の学校に生まれ変わっていく、その段階において、何がどのように大きく変わるということなのかという、その、いわゆる基本設計とでもいいでしょうか、その選択肢をしっかりと示していくということが、まず必要ではないかなと思います。

その選択肢というのは、例えば、誰が指導するという選択肢が考えられるのかということであったり、どういう時間の使い方をする選択肢が考えられるのかであったり、どのような学習教材などを使う選択肢が考えられるのか、この学習教材というところの中には、先ほどからも説明があったキュビナ等々のエドテック教材などの活用もその選択肢の一つにはきっと入るんだろうと思いますけれども、その教材等を使用する選択肢が考えられるのかであったり、どこでどのような、いわゆる文房具を使う選択肢が考えられるのか、この文房具という中には、いわゆる I C T であったりとか P C 等々もそこに入ってくるんだろうと思いますけれども。

そういうふうな基本設計という、これからの学びに向けた大きな全体像を示して、その上で、それらを使いながらの学びをどのように進めて、今、いこうとしているのかという議論が行われることが必要ではないかなと思うんです。

各校へ、今、聞き取りをしていただいて、I C T の活用はどのような状況なのかという手持ちの資料を、事務局のほうからは頂いておりますけれども、その市内の学校での状況を見ますと、学校の学校運営であったり、リーダーシップであったり、核となる教員の動き方によって、その進捗に大きな違いが既に見られているようにも思います。

例えばですけれども、個別最適化した学びとはどのような内容をいうのかということを考えてみると、一つは、知識を定着させるためにエドテックを活用していくなどという、そういう側面などもありますでしょうし、アートシステム教育という、探究に向かうための個別の取組を進めるということもやはり場面としてはありますでしょうし、または、不登校傾向にある子どもに、個別計画に基づきながら教育の場を提供するという意味での個別最適化ということもありますでしょうし、様々な捉え方が、その言葉からもやはりある中において、では、その取組自身が基本設計の中でどのようにそこをセレクトしながら行われているのかということは、整理されながら進んでいけるという、そこが必要ではないかなというふうに思うんです。

その上で、具体的な取組事例を示すことができるようになって、それは、先ほど言いましたような奈良市内の学校による違いが生まれるのではなくて、学校全体のボトムアップというふうなことができる人的としての支援にもつながっていくのではないかなというふうにも思っております。

I C T の活用ということについて、そういう、全体に一体化したような議論で進めていくことも必要ではないかなというふうに考えました。

以上でございます。

教 育 長

柳澤委員からは、組織、推進する体制のことについて、ご示唆をいただきました。

川村委員からは、学校現場の教員を支援する人材についての意見を、また、畑中委員からは、保護者も I C T を一緒に活用し、共に教育の中身に興味

を持っていただくよう、家庭に対してしっかり支援することについての意見をいただきました。梅田委員からは、未来にICTを活用してどんなことがどう変わるのか、未来図を示してどうしていくのかを、きちっと示して議論していただくことを、詳細に、ご示唆いただきました。

昨年度、国の方針に基づきタブレットが配布され、何とか環境の整備を終え、学校の先生方の頑張りもあって、どの学校でも、このコロナ禍の中でICTを活用した授業が出来るようになっていきます。しかし、学校によっては温度差はまだ少しあるとは思いますが、概ね教員はもう抵抗なく活用していると認識しています。

ここから先は、もう全国の学校は同じスタートラインに立ちましたので、今後は、このタブレットを活用して自立した学びが出来る事が、ICT教育の強みとなりますので、今後はどのように子どもたちに個別最適な学習にむけた体制を整えていくのかが課題となります。

一方、保護者の方々からは、いろんなご意見をいただいています。そもそも低学年にタブレットは必要なのか、とか、持ち帰りが必要か。また、家では、インターネットにいつでもつながるので規制できないのかというご意見も聞いています。しかし、学校で使うだけでは活用が広がらないだろうし、子供は自由に、ルールの中で興味を持って使っていくということが非常に大事であろうと思います。これらの意見は一旦きちっと整理し、こうした事をしっかり検証していかないと駄目だろうと思います。そのうえで、2年後にはタブレットの更新の時期となっていますので、しっかりタブレットを最大限活用して、子供はもちろんのこと保護者にもその必要性を十分かっていたかかないと駄目なんだろうと思います。

現状のままでは、タブレットが有っても無くても、ということになりかねませんので、これからしっかり検証をしていく必要があることを、常々言っております。

私たちが、子供の学びを後押しできるように、ルールの中でいかに子供が自由に使い、活用していくかということ、議論や協議できるような組織もつくっていかないといけないのだろうと思っています。

もちろん現場の先生の支援というのは、必要不可欠だと思っています。このことについて、今日は、市教委としての取組をご報告させていただきましたが、また時間を取りながら、更に議論を重ねていきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、本日の協議はこれで終わります。

これで、非公開を除く全ての案件は終了いたしましたので、傍聴人の方はご退席をお願いいたします。

教 育 長

これより非公開案件に入ります。

まず、教育長報告1「令和3年度3月補正予算要求額について」、教育総務課長、子ども政策課長より説明願います。

非公開案件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

教育総務課長

教育長報告1「令和3年度3月補正予算要求額について」、教育総務課

子ども政策課長

長、子ども政策課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、了承した。

教育総務課長

教育長報告2「令和4年度予算要求額について」、教育総務課長、子ど

子ども政策課長

も政策課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、了承した。

教職員課長

教育長報告3「奈良市立一条高等学校教員の任用について」、教職員課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、了承した。

子ども政策課長

教育長報告5「市立幼稚園の再編実施方針について」、子ども政策課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、了承した。

教 育 長

これで、本日全ての案件は終了いたしますが、このほかに何かご意見、ご連絡等はありませんでしょうか。

次回の3月定例教育委員会は、3月25日金曜日でございます。時間は、午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会といたします。どうもありがとうございました。